

質問内容



組合員が1人となった組合の存続について

中小企業等協同組合法の組合員が1人となった場合は、中協法第62条に規定する解散事由には該当しないが、同法の目的（第1条）及びその目的達成のための組織並びに運営に関する諸規定の趣旨から当然に解散になるものと解するかどうか。

回答内容



中小企業等協同組合は、組合員数がいわゆる法定数を下回ることになっても、当然には解散しない。なぜならば発起人の数（中協法第24条）、役員の定数の最低限度（同第35条）、持口数の最高限度（同第10条第3項本文）の面からみれば、組合員数は一見4人（連合会にあっては2組合）以上なければならないようであるが、これは組合の存続要件ではなく、設立要件であって、欠員の場合も十分に予想しているからである。問題となるのは設例の場合のように組合員数が1人となった場合であるが、現行法上においては、この場合にも組合は解散しないものと解する他はない。しかしながら、組合員が1人となった場合は組合は人的結合性は完全に失われ、法の目的に反する結果となるので立法論としてはこれを法定解散事由に加えるようにすることも考えるが、現行法上は中協法第106条によって措置すべきであろう。

Coffee break

内容は本会職員が自らを紹介するコーナーです。ぜひご一読ください!

Vol.8

事業推進部 書記 鈴木 康仁

事業推進部の鈴木です。中央会に鈴木が2人おりまして、私は鈴木康仁（やすひと）と申します。お電話で「鈴木さんいる?」と言われると違う鈴木が出る可能性がございますのであらかじめご了承下さい（笑）今月号は私が担当ということで、何をお話したらいいものか…汗

いきなりですが、皆様がお持ちの車は「リッター何キロ」走行できますか?ハイブリットカーや電気自動車など最近は燃費の良い車が主流で、車を購入する際に重要視するのは「燃費の良さ」ではないでしょうか。そんな中、「リッター5キロ走れば上出来!」。こんな車はどう思われま



すか?「この時代になんて車乗ってるんだ!ガソリンの垂れ流しじゃないか!」等お褒めの言葉を職場の方々からいただいている、そう、私の車です。

妻の反対を押し切り2年前に購入した車です。大切にするとはいえませんが、あまりほとんど乗らず、駐車してある姿を観て満足しております。嘘です、街乗りするだけで凄まじい勢いでガソリンが無くなるからです（泣）

まとまりのない話になってしまいましたが、皆様のところへ訪問する際にそんな車でお伺いした際は、不審な車だと思わないで下さい（笑）